

令和5年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 予算案等の状況について

内閣府子ども・子育て本部

令和5年度予算案の主要施策（子ども・子育て支援新制度関連）

子ども・子育て支援新制度の着実な推進（一部社会保障の充実）

【令和4年度予算額】

3兆2,553億円

【令和5年度予算案】

3兆3,317億円（年金特別会計）

子ども・子育て支援新制度の着実な実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実） 1兆9,028億円（1兆8,119億円）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

子どものための教育・保育給付等

1兆7,008億円（1兆6,265億円）

子どものための教育・保育給付交付金

1兆5,948億円（1兆4,918億円）

- ・施設型給付・委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

【主な拡充内容等】

チーム保育推進加算の充実

比較的規模の大きな保育所（利用定員121人以上）（ ）について、25：1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする（現行は保育所の規模にかかわらず1人。）拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。

（ ）これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数(12年以上)等に一定の要件あり。

主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設

0歳児3人以上の利用に係る要件について、0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。

処遇改善等加算 その他の施設への配分に関する期限の延長

処遇改善等加算 の加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善

令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度(月額9千円)の処遇改善の満年度化(令和4年度:半年実施 令和5年度:12か月実施)に必要な経費について計上する。

(注) 新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

子どものための教育・保育給付費補助金

18億円(69億円)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

子育てのための施設等利用給付交付金

1,042億円(1,277億円)

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した際に要する費用を支給する。

地域子ども・子育て支援事業

2,019億円(1,854億円)

子ども・子育て支援交付金

1,847億円(1,748億円)

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業
 - ・延長保育事業
 - ・放課後児童健全育成事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・一時預かり事業
 - ・病児保育事業
 - ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 等

子ども・子育て支援施設整備交付金

172億円(106億円)

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

【主な充実事項】

放課後児童健全育成事業

- ・待機児童の解消に向けた緊急対応として、学校敷地内等においてプレハブを設置する際の費用(リース代)を賃借料補助の対象に追加

- ・ 放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して他の放課後児童クラブ等の利用を斡旋するとともに、障害児の受入れに向け、受入可能クラブの利用の斡旋、障害児支援機関等との連絡調整等を実施する。また、整備用地や学校・児童館・民間アパート等既存施設の空きスペースの確保を支援する。

病児保育事業

- ・ 当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施

企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援 2,090億円(1,846億円)

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

仕事・子育て両立支援事業 2,090億円(1,846億円)

企業主導型保育事業 2,079億円(1,838億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【主な充実事項】

医療的ケア児保育加算の創設

医療的ケア児を受け入れる企業主導型保育施設に対して看護師等の配置を支援するための加算を創設

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 9.7億円(6.3億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

中小企業子ども・子育て支援環境整備事業 2.0億円(2.0億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

児童手当 1兆2,199億円(1兆2,588億円)

家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考資料)

事業主拠出金の予算案について

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度予算案
保育の運営費 (0～2歳児相当)	708億円	1,397億円	2,000億円	2,306億円	2,620億円	<u>2,840億円</u>
企業主導型保育事業	1,700億円	1,940億円	2,270億円	1,930億円	1,840億円	<u>2,080億円</u>
児童手当交付金	1,817億円	1,766億円	1,765億円	1,690億円	1,640億円	<u>1,560億円</u>
地域子ども・ 子育て支援事業	880億円	955億円	1,032億円	1,105億円	1,030億円	<u>1,130億円</u>
その他	52億円	59億円	72億円	83億円	88億円	<u>100億円</u>
合 計	5,154億円	6,196億円	7,139億円	7,113億円	7,210億円	<u>7,720億円</u>
【 拠出金率	0.29%	0.34%	0.36%	0.36%	0.36%	<u>0.36%</u> 】
			〔 別途0.04%相当 は積立金を活用 〕	〔 別途0.05%相当 は積立金を活用 〕	〔 別途0.04%相当 は積立金を活用 〕	〔 別途0.05%相当 は積立金を活用 〕

1. 施策の目的・内容

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業等)を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

2. 令和5年度予算案の主な内容

新子育て安心プランに基づく保育所等の受け皿整備に伴う利用児童数の増(+1.7万人)

保育士・幼稚園教諭等の3%程度(月額9千円)の処遇改善に係る満年度化、令和4年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定への対応

チーム保育推進加算の充実

比較的規模の大きな保育所(利用定員121人以上)()について、25:1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする(現行は保育所の規模にかかわらず1人。)拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。

()これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数(12年以上)等に一定の要件あり。

○主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設

0歳児3人以上の利用に係る要件について、0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、3人以上の0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、新型コロナウイルス感染症による利用控えが想定される令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。

○処遇改善等加算 の他の施設への配分に関する期限の延長

処遇改善等加算 の加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

(注)新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

3. 実施主体等

【実施主体】 市町村

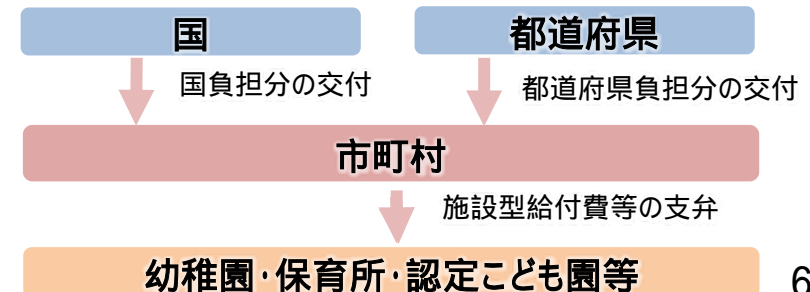
【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付(私立)	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付(公私共通)	1/2	1/4	1/4

公立の施設型給付については、地方交付税により措置

0~2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

対象事業

利用者支援事業

延長保育事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

放課後児童健全育成事業

子育て短期支援事業

乳児家庭全戸訪問事業

養育支援訪問事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

地域子育て支援拠点事業

一時預かり事業

病児保育事業

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

令和5年度における主な充実の内容

- 放課後児童クラブについて、待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地内等においてプレハブを設置する際の費用(リース代)を賃借料補助の対象に追加。
- 待機児童が生じている又は生じる見込のある市町村において、放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して他の放課後児童クラブ等の利用を斡旋するとともに、障害児の受入れに向け、受入可能クラブの利用の斡旋、障害児支援機関等との連絡調整等を実施する。また、整備用地や学校・児童館・民間アパート等既存施設の空きスペースの確保を支援する。
- 病児保育事業について、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施。

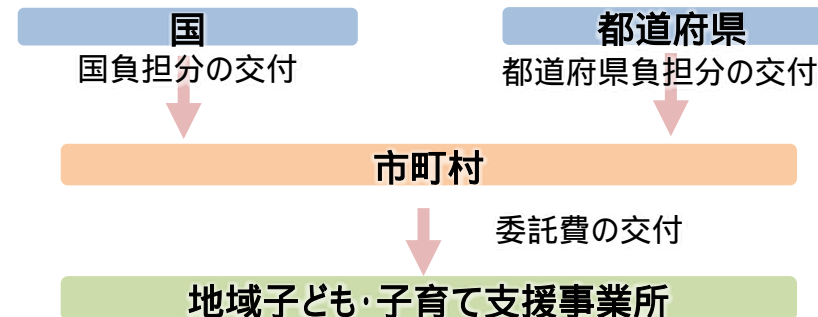
3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助率】

	国	都道府県	市町村
利用者支援事業	2/3	1/6	1/6
上記以外の地域子ども・子育て支援事業	1/3	1/3	1/3



延長保育事業

子ども・子育て支援交付金 令和5年度当初予算(案) 1,847億円の内数(1,748億円の内数)

1. 施策の目的

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

2. 施策の内容

(1) 一般型

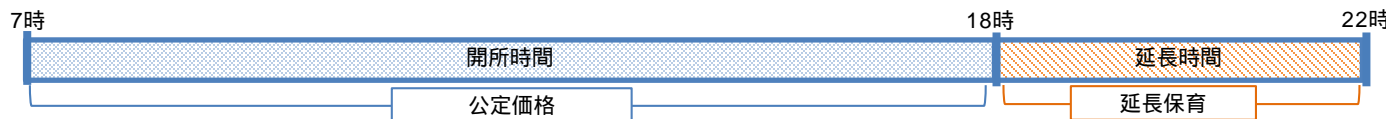
標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

(2) 訪問型(平成27年度創設)

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等(7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合)【標準時間】>



<夜間保育所(11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合)>



3. 実施主体等

【実施主体】市町村(特別区含む。)

【補助率】国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和5年度補助基準額(案)】

括弧は夜間保育所(夜間延長分に限る)の補助基準額

保育短時間認定(保育所:在籍児童1人当たり年額)

1時間延長: 18,800円

2時間延長: 37,600円

3時間延長: 56,400円

保育標準時間認定(保育所:1事業所当たり年額)

30分延長: 300,000円

1時間延長: 1,667,000円(1,895,000円)

2~3時間延長: 2,640,000円(2,868,000円)

4~5時間延長: 5,510,000円(5,624,000円)

6時間以上延長: 6,485,000円

【実績】

<実施か所数>

平成30年度:28,476か所(公立7,375か所、私立21,101か所)

令和元年度:29,463か所(公立7,194か所、私立22,269か所)

令和2年度:28,425か所(公立6,690か所、私立21,735か所)

<年間実利用児童数>

平成30年度:1,069,291人(公立264,816人、私立804,475人)

令和元年度:1,064,179人(公立255,279人、私立808,900人)

令和2年度:897,348人(公立210,426人、私立686,922人)

公立施設については、平成17年度に一般財源化

厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和4年度予算額 1,065億円

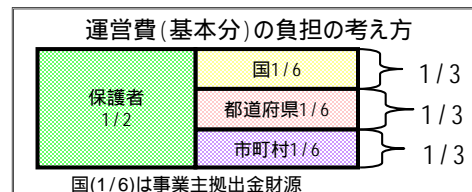
令和5年度当初予算(案) 1,205億円

子ども・子育て支援交付金	令和4年度	981億円	令和5年度予算案	1,046億円
子ども・子育て支援施設整備交付金	令和4年度	84億円	令和5年度予算案	159億円

施策の目的

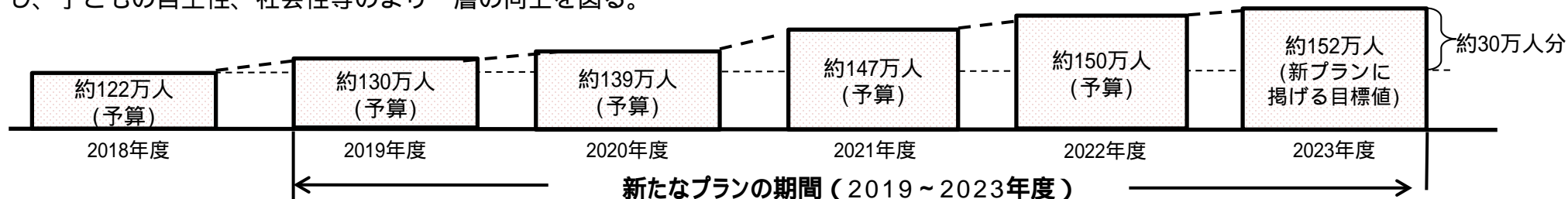
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

実施主体：市町村（特別区を含む） 市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



1. 運営費等(主な内容)

(1) 放課後児童健全育成事業(運営費)

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 障害児受入強化推進事業等

(3)のに加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助
収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

(6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 施設整備費（主な内容）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

< 国庫補助率高上げ（平成28年度からの継続） >

公立の場合：（高上げ前）国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3
（高上げ後）国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6

民立の場合：（高上げ前）国 2 / 9、都道府県 2 / 9、市町村 2 / 9、社会福祉法人等 1 / 3
（高上げ後）国 1 / 2、都道府県 1 / 8、市町村 1 / 8、社会福祉法人等 1 / 4

3. 研修関係（主な内容）

（1）放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

子どもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。【拡充】

主に4年生以上を対象にしていたものを全学年に拡大

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

育成支援の内容の質の向上

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和5年度予算案における運営費の主な拡充内容

放課後児童健全育成事業（運営費）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

放課後児童支援員は、基礎資格＋研修受講という仕組みになっているところ、子ども・子育て支援交付金の算定上、この研修受講について、令和5年3月31日までに研修を修了することを予定している者まで含む経過措置を設けている。

本経過措置が終了することを踏まえ、卒業してすぐに就職する職員などに一定の猶予が必要なこと、急な退職時等の職員確保が難しいこと等を考慮し、研修受講については、「研修計画を定めること、採用から2年以内に研修修了を予定していること」という2つの要件を満たす場合は、研修を修了していない者も放課後児童支援員とみなすことができるものとする。

放課後児童クラブ運営支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地外の民家・アパート等を活用して事業を実施するための賃借料補助の対象に、プレハブの設置に係る経費（リース代）を加えることとする。

放課後児童クラブ利用調整支援事業（子ども・子育て支援交付金）【新規】

待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して、他の放課後児童クラブや児童館等、放課後に利用可能な施設等の利用を斡旋するとともに、障害児の受入れに向けた調整を行うなど、待機児童解消への取組に係る経費を補助する事業を創設する。

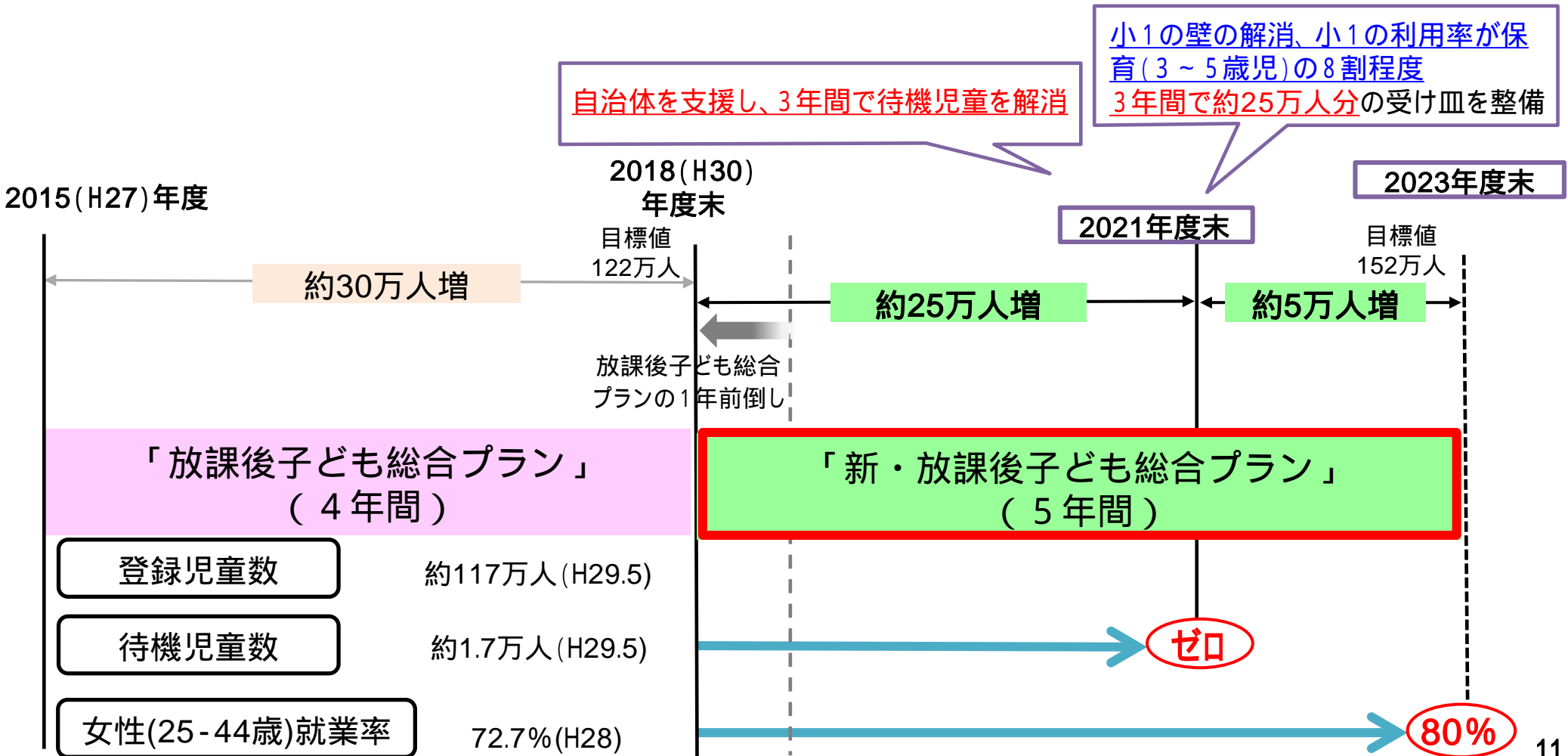
放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人 152万人



病児保育事業

子ども・子育て支援交付金 令和5年度当初予算(案) 1,847億円の内数(1,748億円の内数)

1. 施策の目的

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

2. 施策の内容

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型(訪問型)

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む。) 【補助率】: 国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和5年度補助単価案(病児対応型1か所当たり年額)】

基本分単価: 7,037,000円

加算分単価: 1,000,000円 ~ 38,000,000円()

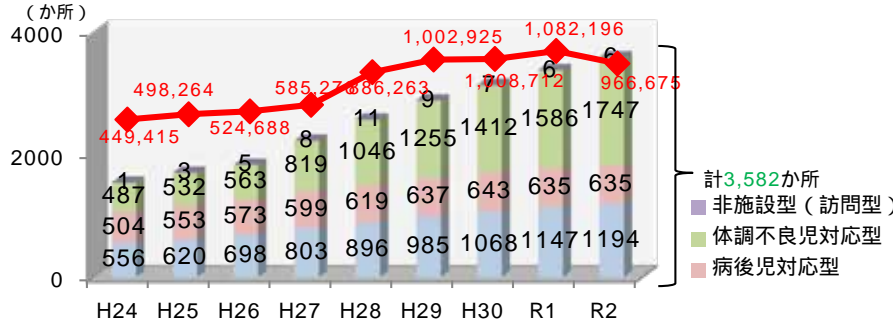
送迎対応看護師雇上費: 5,400,000円

送迎経費: 3,634,000円

年間延べ利用児童数50人 ~ 4,000人の加算分単価。延べ利用児童数が4,000人を超える場合は別途協議。

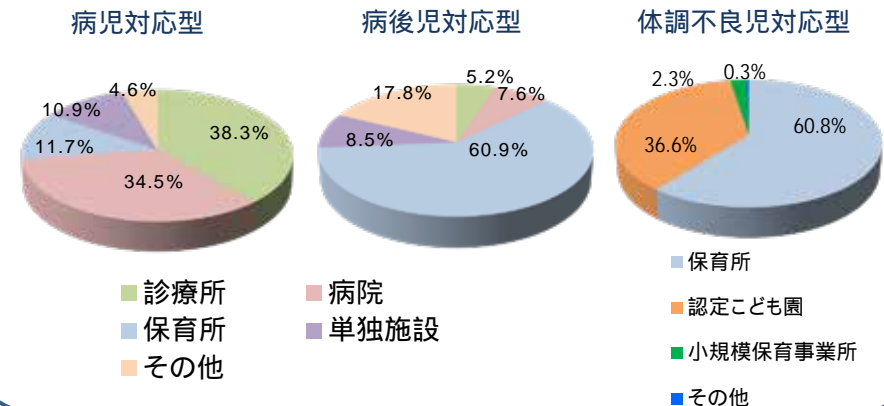
2(1)病児対応型・病後児対応型について、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施。

【実施か所数及び延べ利用児童数】



平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。(前年同月の延べ利用児童数を上限)

【実施場所】



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

令和5年度における主な充実の内容

放課後児童クラブについて、引き続き待機児童の解消を目指していくため、国庫補助率の嵩上げ(公立の場合: 国1/3 2/3)を継続する。

3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

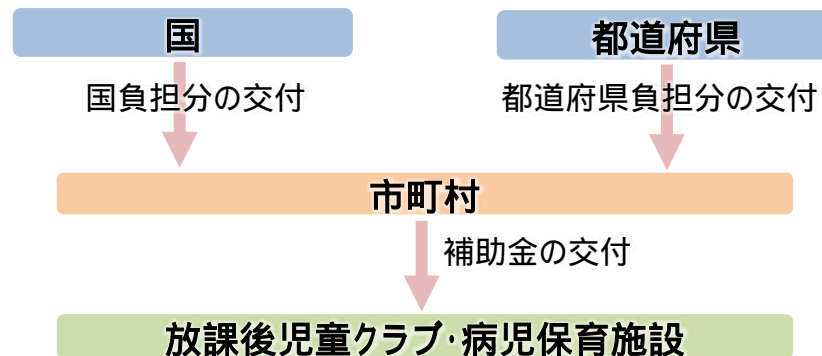
【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

【令和4年度補助基準額(創設の場合)】

- 放課後児童クラブ整備費
 - 単独設置の場合…………… 29,060千円
 - 放課後子供教室と一体的に実施等した場合… 58,120千円
- 病児保育施設整備費…………… 39,476千円



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

2. 施策の内容

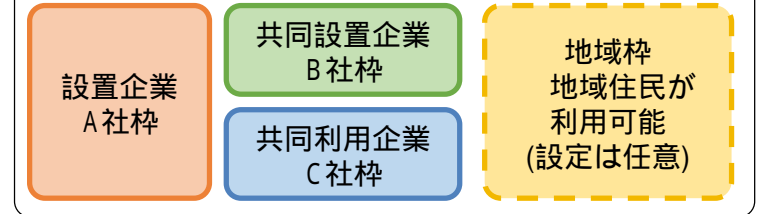
【事業概要】

- 企業等が、平成28年4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和3年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保。（令和4年度以降は新規募集及び増員なし）

【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能
- 地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

< 施設定員の設定例 >



【令和5年度の拡充内容】

- 医療的ケア児を受け入れる企業主導型保育施設に対して、看護師等の配置を支援するための加算を創設（医療的ケア児保育加算）。

3. 実施主体等

【財源】

一般財源ではなく、事業主拠出金を財源とする。
 事業主負担のみ。（労働者負担なし）
 厚生年金保険料等を事業者から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。

【実施主体、補助率】

公募団体、定額（10/10相当）

【令和3年度助成決定（令和4年3月31日時点）】

4,489施設 107,815人分
 令和3年度募集結果を受けた整備予定分を含めると、4,497施設 107,961人分

【予算額の推移】

〔単位：億円〕

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
予算額	797	1,309	1,697	2,016
年度	R2年度	R3年度	R4年度	
予算額	2,269	1,929	1,838	

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

2. 施策の内容

ベビーシッター派遣事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。
 (補助額: 2,200円/枚 利用可能枚数: 児童1人につき1回2枚、1家庭当たり月24枚、年間280枚まで)
 (利用企業が負担する割引券利用手数料: 大企業8%、中小企業3%)

ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

3. 実施主体等

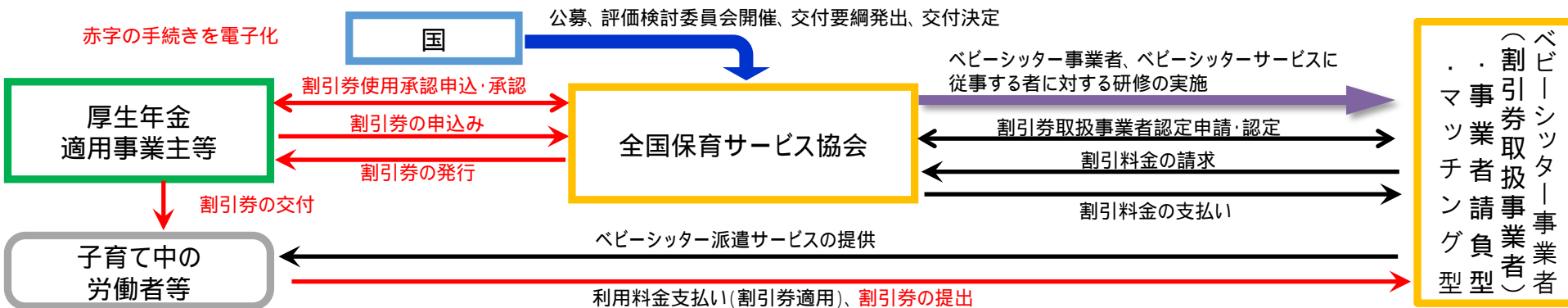
【実施主体、補助率】

公募団体(公益社団法人全国保育サービス協会)、定額(10/10相当)

【補助額】

- ベビーシッター派遣事業 事業費: 872百万円 事務費: 51百万円(発行上限枚数 約39万枚)
- ベビーシッター研修事業 事業費: 26百万円 事務費: 20百万円

【事業の仕組み】



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金を支給することで、企業における子ども・子育て支援環境の整備を促進し、仕事と子育ての両立に資することを目的とする。

2. 施策の内容

【事業概要】

企業からの申請により、助成金（定額）を支給。令和3年10月1日から、令和9年3月31日までの措置として実施。

保育所等の運営費（0歳から2歳児）の事業主拠出金の追加拠出期間（令和7年度まで）に子育て支援環境を整備した企業等に支援を行うため、令和8年度末まで助成事業を実施する。

【対象企業】

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

- プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定（1つの認定につき各年度助成（要申請））
- くるみん認定、くるみんプラス認定（1回の認定につき1回限り助成（認定の当年度又は翌年度に助成））

を取得している中小企業*（従業員300人以下規模の企業）

* 企業における子育て支援環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

3. 実施主体等

【実施主体、補助率】

公募団体（一般財団法人 女性労働協会）、定額（10/10相当）

【助成額】

50万円/企業

	くるみん累計 (うちプラチナ)	くるみん [R3.4 ~ R4.3]	(参考)企業数
大企業	2,234(405)企業	110企業	1万1,157企業
中小企業	1,567(79)企業	143企業	357.8万企業

児童手当制度の概要

令和5年度当初予算(案)

1兆2,199億円(1兆2,588億円)

1. 施策の目的

- 家庭等の生活の安定に寄与する。
- 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

2. 施策の内容、実施主体等

支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで) 対象児童約1620万人 (令和2年度年報(令和3年2月末))	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額(年収ベース) 960万円未満 年収1,200万円以上の者は支給対象外																										
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 0~3歳未満 一律15,000円 3歳~小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付) 	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 																										
		実施主体	市区町村(法定受託事務) 公務員は所属庁で実施																										
		支払期月	毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)																										
費用負担	<p>財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金()で構成 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0歳~3歳未満</td> <td>児童手当</td> <td>事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳~中学校修了前</td> <td>児童手当</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> </tbody> </table>				被用者		非被用者		公務員	0歳~3歳未満	児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	3歳~中学校修了前	児童手当	国 2/3 地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3	地方 1/3
	被用者		非被用者		公務員																								
0歳~3歳未満	児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																								
	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																									
3歳~中学校修了前	児童手当	国 2/3 地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																								
	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																									
財源内訳	<p>[給付総額] 1兆9,442億円 (1兆9,988億円) ()内は令和4年度予算額</p> <p>(内訳) 国負担分 : 1兆 637億円(1兆 951億円) うち特例給付 349億円 地方負担分 : 5,318億円(5,476億円) うち特例給付 175億円 事業主負担分 : 1,562億円(1,637億円) 公務員分 : 1,924億円(1,925億円) うち特例給付 29億円</p>																												

(令和5年度 税制改正について)

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長

(固定資産税、都市計画税、事業所税)

1. 要望の背景

- 平成29年度税制改正においては、「待機児童解消加速化プラン」による平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を40万人から50万人に拡大したことを背景として、企業主導型保育事業の活用の促進を図るため、固定資産税等の課税標準の特例措置が講じられた。
- さらに「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」を前倒しし、企業主導型保育事業の更なる活用を含め、令和2年度までに約32万人分の受け皿を整備することとしたことを受け、「子育て安心プラン」の目標期間である令和2年度末まで延長した。
- 「子育て安心プラン」後も引き続き各市町村において保育の受け皿を確保することとしており、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)においても、待機児童解消の観点から企業主導型保育施設は保育の受け皿となることから、令和3年度税制改正において、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の中間見直しが行われるまでの2年間延長した。
- 今般、企業主導型保育事業の定員数は概ね11万人が確保され、新たな整備は見込まれないが、企業主導型保育施設が安定的かつ継続的に運営されるためには、事業実施者(企業等)の経営基盤や財務状況が大きく影響することから、本特例措置を引き続き講じることにより、施設整備中で開所が令和5年度となる事業実施者についても経済的負担の軽減を図り、もって本事業の安定的かつ継続的に実施に繋げるものである。

2. 要望結果

- 企業主導型保育事業は税制上の特例措置を継続して講じることにより、新規に開所する施設の事業実施者の経済的負担の軽減を図ることで、本事業の継続的かつ安定的な実施に資することから、本税制措置のうち、固定資産税・都市計画税は適用期間を令和5年度末までの1年間の延長とし、事業所税は適用期間を令和6年度末までの2年間の延長とする。

< 現行の特例措置の内容 >

	課税標準の特例
固定資産税	課税標準が価格の2分の1を参酌して、3分の1～3分の2の範囲内で市町村の条例で定める割合助成を受けた後、5年間の時限措置
都市計画税	課税標準が価格の2分の1を参酌して、3分の1～3分の2の範囲内で市町村の条例で定める割合助成を受けた後、5年間の時限措置
事業所税	課税標準が価格の4分の1

< 要望結果 >

現行の特例措置においては、対象事業者等を

- 平成29年4月1日～令和5年3月31日(平成29年度～令和4年度)に企業主導型保育事業の最初に運営費の助成を受けた事業者等

としているところ、

- 固定資産税・都市計画税は適用対象となる事業者の範囲を見直した上、**平成29年4月1日～令和6年3月31日(平成29年度～令和5年度)**事業所税は**平成29年4月1日～令和7年3月31日(平成29年度～令和6年度)**に企業主導型保育事業の最初に運営費の助成を受けた事業者等とする。